

舟形町堀内分譲地募集要項

R5. 8. 15策定

(分譲する物件)

所在地 山形県最上郡舟形町堀内字杭積場（旧堀内小学校跡地）
区画数 6区画
区画面積 別表1のとおり
分譲金額 別表1のとおり
建ぺい率 60%
容積率 200%
法令等 建築確認区域指定なし、都市計画法区域外

(供給処理施設等)

上下水道、光ファイバ全区画完備

(申込み資格者)

次のすべてを満たす者としします。

- ①分譲地の所有権移転登記完了の日から起算して3年以内に住宅を建築し、自ら定住する者（法人による住宅建設も可とする）。
- ②本人及び同居しようとする者全員が、法人の場合は入居させようとする者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ③町税及び上下水道料に滞納のない者。

(売払いの要件)

次のすべてを満たすこととしします。

- ①住居の用途以外に使用しないこと。
- ②入居までの間に、第三者への土地の転売をしないこと。
- ③建築物の建築協定を締結すること。
- ④個人、法人の別は問わない。

(申込み)

第1次受付 令和5年8月28日（月）～令和5年9月8日（金）

第2次受付 随時（先着順）

受付場所 〒999-4601

山形県最上郡舟形町舟形263番地

舟形町役場地域整備課建設企画係

0233-32-0915

※郵送の場合は、書類を受理した日を受付日としします。

○申込書

○住民票謄本 1部

※同居予定者全員が記載されているもの

※本籍の表示は不要です

※法人の場合は登記事項証明書

○納税証明書 1部

※未納や滞納がないことを証明できる直近のもの

※同居予定者で課税対象者全員分

※法人の場合は国税に係るもの

(土地購入者の決定)

申込み内容の審査を行なった上で土地購入者を決定し、決定通知書を舟形町役場からお

送り致します。ただし、同一日に同一区画に対して複数の申込みがあった場合は抽選により決定します。

(契約)

土地購入者との売買契約に係る手続きは、申込みから原則10日以内に舟形町役場庁舎内で行います。その際に持参頂くものは次のとおりです。

- 契約者の実印（印鑑登録してある印鑑）
- 押印頂く印鑑の印鑑証明書
- 収入印紙（1,000円分）

(分譲代金の支払い方法)

舟形町が発行する納入通知書に定める納入期限(約3ヵ月以内)までに一括支払いして下さい(個別対応可)。指定金融機関等では振込手数料はかかりません。前払金や契約保証金等はありません。

(引渡し及び所有権移転)

土地購入者が売買代金の全額を納入した時に土地の所有権が移転するとともに土地を引き渡すものとします。また、所有権の移転登記は、引き渡し後に町が囑託により行います。なお、登記に必要な経費は土地購入者の負担(前払い)とします。

(契約の解除)

売買契約締結に至るまでの過程において本要項及び契約書に違反する内容があったときは契約を解除できるものとします。その場合、違約金が発生します。

(建築に際しての留意事項)

建築物に積もった雪が分譲境界線を越えて落雪しないよう必要な処置を講じて下さい。

(その他)

この要項に定めのないもので分譲に際して特に必要な事項は、町長が別に定める。

<別表1>

| 区画 No | 住所 | 面積(m ²) | 販売額(円) | 単価(円) |
|----------|---------------------------|---------------------|-----------|-------|
| ① | 山形県最上郡舟形町堀内字杭積場 117 番地 5 | 431.10 | 1,595,000 | 3,700 |
| ② | 山形県最上郡舟形町堀内字杭積場 117 番地 6 | 431.10 | 1,595,000 | |
| ③ | 山形県最上郡舟形町堀内字杭積場 117 番地 7 | 431.10 | 1,595,000 | |
| ④ | 山形県最上郡舟形町堀宇字杭積場 117 番地 8 | 437.50 | 1,618,000 | |
| ⑤ | 山形県最上郡舟形町堀内字杭積場 117 番地 9 | 437.58 | 1,619,000 | |
| ⑥ | 山形県最上郡舟形町堀内字杭積場 117 番地 10 | 382.54 | 1,415,000 | |

※④の区画内に電柱有り。別途、東北電力との手続きが必要となります。